

(1) - - 2 街路樹と法律

(1) - - 2 - 1 街路樹の位置付け

街路樹は、法律の上では「道路の付属物」として規定されており(道路法第二条) “道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物”と位置づけられている。したがって、道路本体ではなく、道路上の施設として、道路の機能を補完するものである。

しかしながら、都市化の進展とともに緑が減少する中で、都市環境を改善し、「うるおい」や「やすらぎ」を与える重要な役割を担っており、道路に必要不可欠な要素として大切に取り扱いしていく必要がある。

(1) - - 2 - 2 a 占有物件と建築限界

占有物件は、道路法第32条および同法施行令第7条に限定列挙されたもの以外は認めないようになっている。これらのうち、街路樹と特に関連の深いものは下表のとおりである。

表 街路樹に関連の深い占有物件と街路樹への影響

物件	占有物件	街路樹への影響例
1号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物(例:警察官派出所、バス停上屋、消火栓など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の剪定に係る。</li> <li>設置場所によっては、電線塔との接触回避のための剪定依頼、看板・標識の視認性向上のための剪定依頼などがある。</li> </ul>
2号物件	水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件(例:石油管、熱供給管、廃棄物処理管など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下占有物件であり、これらの工事は街路樹の根の切断や地下水環境、土壌環境などを変化させる可能性がある。</li> <li>電線の地中化に伴うキャブ、共同溝などの設置は根の育成空間そのものを阻害する。</li> </ul>
4号物件	歩廊、雪よけ、その他これらに類する物件(例:日よけ、アーケードなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の上空を覆うため、雨による水分の補給を抑制する。</li> <li>アーケードなどは樹冠と競合し、枝張り空間を大きく抑制する。</li> </ul>
7号物件	政令(第7条)で定める物件 1)看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕およびアーチ 2)工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)については、視認性向上のための剪定依頼などがある。</li> <li>2)については、設置する行為自体が街路樹の枝を支障とすることがある。</li> </ul>

『道路緑化ハンドブック』を参考に作成